

伊万里労基署便り

令和8年5月
伊万里労働基準監督

令和7年に伊万里労基署に寄せられた労働相談件数は865件あり、このうち上位3項目にあたる労働相談が右下の表となります。**年次有給休暇、時間外労働、解雇の予告**といった働く上で基本となるルールに関する相談が多く見受けられました。

| | |
|--------|------|
| 年次有給休暇 | 107件 |
| 時間外労働 | 79件 |
| 解雇の予告 | 71件 |

「年次有給休暇を取らせてもらえない」「残業代が支払われない」「急に解雇を言い渡された」といった相談が寄せられています。

今回は上位3項目に関する労務管理手法についてお知らせします。

1 年次有給休暇取得対策について

付与日数が管理表で労働者自ら把握でき、取得しやすい風土づくりが重要です。以下は具体的手法です。

【年次有給休暇の付与・管理体制の整備】

- 労働者ごとの年次有給休暇の付与日数・取得日数・残日数を正確に把握できる管理表、システムを整備する
- 取得が低調にならないよう、定期的（四半期等）に取得状況を確認する
- 必要に応じて「計画年休制度」の導入を検討する

【就業規則・社内ルールの明確化】

- 年次有給休暇に関するルール（申請方法、取得単位、時季変更など）を就業規則に明記する
- 法律に反する独自ルール（例：「忙しい時期は一切不可」など）を設けない
- イン트라ネット（事業場内ネットワーク）等を活用し、労働者に規則を分かりやすく周知する

【管理職・担当者への周知・教育】

- 年次有給休暇は申請されたら「取得させる義務がある」こと
- 取得を妨げたり、不利益取扱いをしたりしてはならないことを教育する
- 「年次有給休暇を取ると評価が下がる」といった誤解や風土が生まれないよう指導する

【取得しやすい職場環境づくり】

- 特定の労働者に業務が集中しないよう、業務の見える化・分担を行う
- 休んでも業務が回るよう、引き継ぎ・マニュアル化を進める

【労働者への周知と相談体制の整備】

- 付与日数、取得日数、残日数などを労働者が容易に確認できるようにすること
- 入社時や定期的な説明の場で、年次有給休暇の権利や取得方法を説明する
- 年次有給休暇の取得について相談できる窓口（人事・総務など）を明確にする

2 適切な残業時間の管理について

労使双方が残業時間の実績を定期的にチェックし、法律違反とならない体制を作ることが重要です。以下は具体的手法になります。

【労働時間を正確に把握する】

- タイムカード、勤怠システムなどで客観的に管理
- 同じ指揮命令系統にない複数名を労働時間管理責任者とし、労働時間のダブルチェックを行う

【36協定を適切に締結・届出する】

- 事業内容を考慮した協定を作成
- 有効期限の管理を徹底（協定期間前に届出する等）

【残業を前提としない業務体制づくり】

- 経営トップによる決意表明等の実践
- 業務量の偏りをなくす（平準化）
- 人員配置の適正化
- 業務の効率化・IT活用

【管理職・労働者への周知】

- 残業ルールや上限の社内説明
- 研修や社内資料での定期的な周知

【法違反リスクを放置しない】

- 残業時間を定期的（集計期間の中期等）にチェックし、36協定上限を超過する可能性のある労働者について残業抑制措置を講じる
- 労働者本人が時間外労働の実績を把握できるようにする
- 必要に応じて労働基準監督署や専門家（社会保険労務士など）に相談

3 解雇の予告に関するトラブル防止について

まずは就業規則等により解雇権の濫用にあたらないかを検討した上で、以下対策を検討する必要があります。とりわけ事実確認や記録等がトラブル防止の鍵となります。

【「30日ルール」を確認する】（※業務上負傷による解雇制限等の一部例外を除く）

- 「解雇日はいつか」「予告は何日前にできるか」「手当が必要か」を必ず整理する

【トラブル防止のため、可能な限り書面化する】

- 労使双方の認識誤りをなくすため、可能な限り書面（解雇予告通知書）にて通知する
- 日付・解雇日・理由等を明記

【解雇予告手当は正しく計算する】

- 「平均賃金」を基準に計算する
- 勤怠記録・賃金台帳をもとに確認
- 不明な場合は労働基準監督署や専門家（社会保険労務士等）に相談

【日頃から雇用ルールを共有する】

- 管理職向けに簡単な研修を実施
- 就業規則に解雇手続きを明記、周知

3 関連サイトのお知らせ

「確かめよう、労働条件！」

※労働者・事業者・労務管理担当者、それぞれの視点で役立つ情報の総合サイト
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

「スタートアップ労働条件」

※事業者のためのお役立ちサイト
https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_regulation.html